

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

被災地の復興や、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は年々拡大しています。したがって地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大にむけて政府に下記の通り対策を求めます。

### 記

1. 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
2. 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大をはかること。
3. 復興交付金については、被災自治体がより柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、集中復興期間が終了する2016年度以降においても継続して確保すること。
4. 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、国の政策誘導であり、地方自治・地方分権の理念に反するものであるから改めること。
5. 小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。
6. 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、現行水準を確保すること。  
また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置づけを改めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

(平成26年6月23日 可決)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）  
内閣官房長官

あて